

著作権情報集中処理機構(CDC)の設立

音楽配信における権利処理のための共通インフラを構築

2009年3月、ネットワーク音楽著作権連絡協議会(NMRC)と日本音楽著作権協会(JASRAC)が中心となり、音楽配信に伴う権利者情報を一元的に管理する「著作権情報集中処理機構」(CDC: Copyright Data Clearinghouse)が設立された。利用者団体と権利者団体が共同でこうしたインフラを整備しようとすることは、「たいへん画期的なことで、世界でも初めての試みだろう」とCDC代表理事を務める佐々木隆一氏は胸を張る。

音楽配信と著作権処理の課題

現在、JASRACと契約している配信事業者は約1000社、サイト数は1万に達する。競争の激化により、1社当たりの配信曲数は平均10万曲と4年前に比べて約3倍に増加した。大規模な配信サイトでは100万曲以上の楽曲を扱っている。また、著作権管理事業者には、JASRACのほか、「ジャパン・ライツ・クリアランス」(JRC)、「イーライセンス」、「ダイキサウンド」、「アジア著作協会」(ACA)、「ジャパンデジタルコンテンツ」(JDC)などがあり、今後とも増える可能性がある。

コンテンツプロバイダーなどが楽曲をネット配信する場合、その曲の著作権情報を各管理事業者の持つデータベースで照会して楽曲IDを特定し、利用実績を管理事業者ごとに報告し権利処理を行わなければならない。膨大な数の楽曲の権利処理の煩雑さは、配信事業者にとっても権利団体にとっても大きな負担となっていた。

「なにしろ曲が多い。ネット音楽配信市場は、現在、着メロや着うた、PC向けなど合わせて約1400億～1500億円という規模だ。使われる楽曲数も100万～200万曲となり、そうすると権利処理はとても手作業では無理」と佐々木氏は事業者の実務処理の限界

を訴える。その解決のため、CDCが組織されたというわけだ。

作業負担軽減によりコストも縮小

著作権処理に関するCDCのサービスは次のようなものだ。まず配信事業者がCDCに利用楽曲データを送ると、CDCは楽曲IDなどの著作権管理情報を付加して送り返す。一方、CDCから管理事業者には利用曲目報告が送られる。管理事業者はそれをもとに配信事業者に請求書を出すという仕組みである(図1参照)。運営費はコンテンツプロバイダーと管理事業者の両方から集中処理機構の利用料を徴収して賄うことになる。

また、「フィンガープリント」技術を利用した楽曲のマッチングも行う。フィンガープリントとは音の波形から楽曲を特徴づけるデータを抽出したもので、これをデータベースに登録しておけば、利用したい楽曲のタイトルやアーティストなどがわからない場合でも、フィンガープリントを生成してデータベースに照合することで正確な楽曲IDが特定でき、

自動的に利用曲目報告が行える。

これまで1000社がバラバラに処理してきた利用曲目件数は1か月当たり約3500万件に上る。これをCDCで集中的に行えばネット音楽配信市場全体で大きなコスト削減が実現できるはずだ。

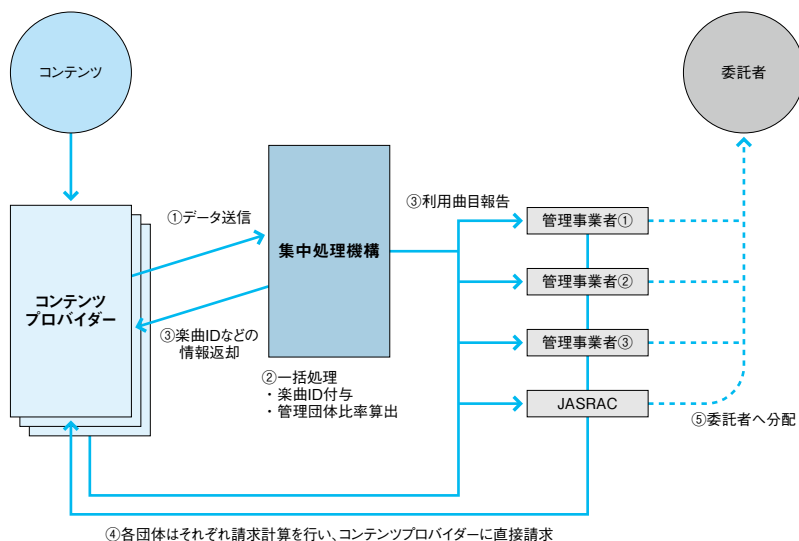
そうなれば、音楽配信市場のさらなる拡大も期待できる。権利処理にはいろいろな知識や経験が必要だが、「CDCに処理を任せれば、コンテンツプロバイダー側ではノウハウや専任担当者などの用意が最小限で済み、参入しやすくなる」と佐々木氏は言う。

CDCは、5月下旬にシステムの開発会社を決定し、6月から開発を開始する。2010年1月までに完成させ、2010年4月からのサービス開始を予定しているという。

こうした仕組みは、将来的に音楽配信以外のコンテンツにも生かされる可能性もある。CDCの試みは、ネット上のさまざまな権利を集中処理するためのモデルとして注目に値するだろう。

(取材・文／編集部)

図1 著作権情報集中処理のイメージ



出所 著作権情報集中処理機構



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp